

平成 2 4 年

工 業 統 計 調 査 結 果 表

岡 山 県

# 目 次

利用に当たって .....	1
I 平成24年工業統計調査結果	
第1 調査結果の概要 .....	10
1 概況 .....	10
2 従業者4人以上の事業所の状況	
(産業別の状況)	
(1) 事業所数 .....	13
(2) 従業者数 .....	14
(3) 現金給与総額 .....	15
(4) 製造品出荷額等 .....	16
(5) 原材料使用額等 .....	17
(6) 生産額 .....	18
(7) 付加価値額 .....	19
(従業者規模別の状況)	
(1) 事業所数 .....	20
(2) 従業者数 .....	21
(3) 製造品出荷額等 .....	22
(4) 現金給与総額 .....	23
(5) 原材料使用額等 .....	23
(6) 生産額 .....	23
(7) 付加価値額 .....	23
(水島工業地帯の状況)	
(1) 事業所数 .....	27
(2) 従業者数 .....	27
(3) 製造品出荷額等 .....	27
(4) 水島工業地帯の全県に占める割合 .....	28
(市町村別の状況)	
(1) 事業所数 .....	32
(2) 従業者数 .....	32
(3) 現金給与総額 .....	32
(4) 製造品出荷額等 .....	33
(5) 原材料使用額等 .....	33
(6) 粗付加価値額 .....	33
3 従業者30人以上の事業所の状況	
(産業別の状況)	
(1) 事業所数 .....	36
(2) 従業者数 .....	36
(3) 現金給与総額 .....	36
(4) 製造品出荷額等 .....	36
(5) 原材料使用額等 .....	37
(6) 付加価値額 .....	37

(7) 有形固定資産	37
① 投資総額	37
② 年末現在高	37
(8) 年末在庫額等	38
① 製造品在庫額	38
② 半製品・仕掛品在庫額	38
③ 原材料・燃料在庫額	38
(9) 工業用地等	39
① 敷地面積	39
② 建築面積	39
③ 延べ建築面積	39
(10) 工業用水	40

(水島工業地帯の状況)

(1) 事業所数	51
(2) 従業者数	51
(3) 製造品出荷額等	51

(市町村別の状況)

(1) 事業所数	54
(2) 従業者数	54
(3) 現金給与総額	54
(4) 製造品出荷額等	54
(5) 原材料使用額等	55
(6) 付加価値額	55

(単位当たり統計)

(1) 1事業所当たり	60
① 従業者数	60
② 製造品出荷額等	60
③ 付加価値額	60
(2) 従業者(雇用者)1人当たり	62
① 製造品出荷額等	62
② 付加価値額	62
③ 現金給与額	62

4 その他

(1) 各種比率等(原材料率、減価償却率、付加価値率、現金給与率、 労働生産性、労働分配率) (従業者30人以上の事業所)	64
--	----

II 全国における岡山県の状況(従業者4人以上の事業所)

第1表 全国及び岡山県の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移	68
第2表 都道府県別 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等	70

III 附 表

表1-1 産業中分類別 事業所数の推移(従業者4人以上の事業所)	74
参考 旧産業中分類別 事業所数の推移(平成10年から19年まで (従業者4人以上の事業所))	76
表1-2 産業中分類別 従業者数の推移(従業者4人以上の事業所)	78
参考 旧産業中分類別 従業者数の推移(平成10年から19年まで (従業者4人以上の事業所))	80

表 1 - 3	産業中分類別	製造品出荷額等の推移（従業者 4 人以上の事業所）	82
参考	旧産業中分類別	製造品出荷額等の推移（平成 10 年から 19 年まで） （従業者 4 人以上の事業所）	84
表 2 - 1	産業中分類別	事業所数の推移（全事業所）	86
参考	旧産業中分類別	事業所数の推移（平成 10 年から 17 年まで） （全事業所）	87
表 2 - 2	産業中分類別	従業者数の推移（全事業所）	88
参考	旧産業中分類別	従業者数の推移（平成 10 年から 17 年まで） （全事業所）	89
表 2 - 3	産業中分類別	製造品出荷額等の推移（全事業所）	90
参考	旧産業中分類別	製造品出荷額等の推移（平成 10 年から 17 年まで） （全事業所）	91
表 3	従業者規模別	事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	92
表 4 - 1	水島工業地帯	産業中分類別 事業所数の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	94
参考	水島工業地帯	旧産業中分類別 事業所数の推移 （平成 10 年から 19 年まで）（従業者 4 人以上の事業所）	96
表 4 - 2	水島工業地帯	産業中分類別 従業者数の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	98
参考	水島工業地帯	旧産業中分類別 従業者数の推移 （平成 10 年から 19 年まで）（従業者 4 人以上の事業所）	100
表 4 - 3	水島工業地帯	産業中分類別 製造品出荷額等の推移 （従業者 4 人以上の事業所）	102
参考	水島工業地帯	旧産業中分類別 製造品出荷額等の推移 （平成 10 年から 19 年まで）（従業者 4 人以上の事業所）	104
表 5	事業所数、従業者数、製造品出荷額等、生産額、付加価値額、 原材料使用額等、減価償却額、現金給与総額、有形固定資産年末現在高 及び投資総額の推移（従業者 30 人以上の事業所）		106
表 6	単位当たり統計（従業者 30 人以上の事業所） 1 事業所当たり、従業者 1 人当たり、各種比率		106
表 7	1 日当たり水源別・用途別工業用水使用量 （従業者 30 人以上の事業所）		108

#### IV 統計表

##### 1 従業者 4 人以上の事業所によるもの

第 1 表	産業細分類別		
第 1 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	112	
第 1 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	142	
第 2 表	市町村別、産業中分類別		
第 2 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	158	
第 2 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	190	
第 3 表	産業中分型別、従業者規模別		
第 3 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	206	
第 3 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	224	
第 4 表	水島工業地帯 産業中分類別		
第 4 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	234	
第 4 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	236	
第 5 表	水島工業地帯 従業者規模別		
第 5 表の 1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	238	
第 5 表の 2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	240	

第6表	県民局別、産業中分類別	
第6表の1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	242
第6表の2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	248
第7表	県民局別、従業者規模別	
第7表の1	事業所数、従業者数、製造品出荷額等及び現金給与総額	252
第7表の2	原材料使用額等、生産額、付加価値額及び粗付加価値額	254
第8表	産業中分類別、従業者規模別	雇用者1人当たり年間現金給与額
		256
2	従業者30人以上の事業所によるもの	
第9表	産業小分類別	
第9表の1	事業所数及び従業者数	260
第9表の2	製造品出荷額等、製造品在庫額、半製品・仕掛品の在庫額 及び生産額	268
第9表の3	原材料使用額等、原材料・燃料の在庫額及び減価償却額	276
第9表の4	付加価値額、現金給与総額及び各種比率等	284
第10表	従業者規模別	
第10表の1	事業所数及び従業者数	292
第10表の2	製造品出荷額等、製造品在庫額、半製品・仕掛品の在庫額 及び生産額	294
第10表の3	原材料使用額等、原材料・燃料の在庫額及び減価償却額	296
第10表の4	付加価値額、現金給与総額及び各種比率等	298
第11表	水島工業地帯 産業中分類別	
第11表の1	事業所数及び従業者数	300
第11表の2	製造品出荷額等、製造品在庫額、半製品・仕掛品の在庫額 及び生産額	302
第11表の3	原材料使用額等、原材料・燃料の在庫額及び減価償却額	304
第11表の4	付加価値額、現金給与総額及び各種比率等	306
第12表	産業中分類別	有形固定資産増減額
		308
第13表	従業者規模別	有形固定資産増減額
		312
第14表	水島工業地帯 産業中分類別	有形固定資産増減額
		316
3	工業用地、工業用水（従業者30人以上の事業所）	
第15表	産業中分類別	工業用地面積、工業用水量
		322
第16表	従業者規模別	工業用地面積、工業用水量
		324
4	品目別によるもの	
第17表	品目別	製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）
		328
V	調査票	
甲票	及び	乙票
		362

# 利用に当たって

## I 工業統計調査について

### 1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

### 3 調査の期日

平成24年工業統計調査は、平成24年12月31日現在で実施した。

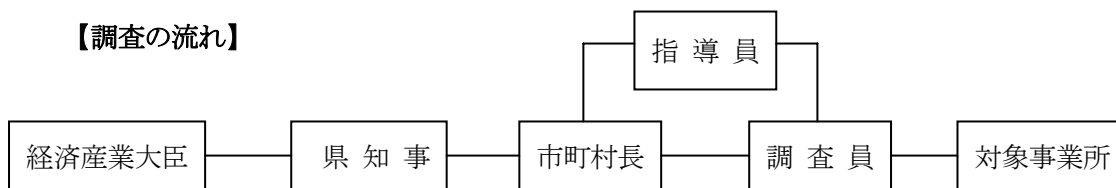
### 4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く)を調査の対象としている。

### 5 調査の方法

従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票乙」を用い、報告者(事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者。)の自計により行っている。

#### 【調査の流れ】



### 6 調査項目 巻末の調査票様式参照

#### 【甲調査(従業者が30人以上の事業所)】

従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、原材料使用額等、製造品等の在庫額、有形固定資産、リース契約額、工業用地及び工業用水 他

#### 【乙調査(従業者が29人以下の事業所)】

従業者数、現金給与総額、製造品出荷額等、原材料使用額等 他

## II 用語の説明

- 1 **事業所数**は、平成24年12月31日現在の数値である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。
- 2 **従業者数**は、平成24年12月31日現在の数値である。従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、工業統計でいう従業者数は臨時雇用者(1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者)を除いたものである。
  - ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。
  - ② 常用労働者とは、次のうちいずれかの者をいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。
    - ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
    - イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
    - ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
    - エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
    - オ 事業主の家族で、その事業所で働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者
  - ③ 有給役員とは、法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている者をいう。
  - ④ 正社員・正職員等とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。
  - ⑤ パート・アルバイト等とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
  - ⑥ 出向・派遣受入者とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
  - ⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者をいう。
- 3 **現金給与総額**は、平成24年1年間に常用労働者のうち雇用者(「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう)に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。
- 4 **原材料使用額等**は、平成24年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。
  - ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
  - ② 燃料使用額とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
  - ③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
  - ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
  - ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
  - ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成24年1年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。
- 5 **製造品出荷額等**は、平成24年1年間における製造品出荷額(製造工程から出たくず及び廃物を含む)、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
  - ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む)を、平成24年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
    - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
    - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

- ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成 24 年中に返品されたものを除く)
- ② 加工賃収入額とは、平成 24 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ 内国消費税額とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(旧地方道路税を含む)の納税額又は納付すべき税額の合計をいう。
- ④ 平成 19 年工業統計調査から新設された、その他収入の内訳は、下表のとおりである。
- なお、本統計表では、下表 20 項目のうち、修理料収入及び転売収入のみを表章し、残りの 18 項目については、合計額をその他収入として計上している。

農業、林業収入	製造小売収入
漁業収入	金融・保険業収入
鉱業、採石業、砂利採取業収入	不動産業、物品賃貸業収入
建設業収入	学術研究、専門・技術サービス業収入
販売電力収入	宿泊業、飲食サービス業収入
ガス・熱供給・水道業収入	生活関連サービス業、娯楽業収入
情報通信業収入	教育、学習支援業収入
冷蔵保管料収入	医療、福祉収入
運輸業、郵便業収入(冷蔵保管料収入を除く)	修理料収入
転売収入(仕入商品販売収入)	サービス業収入(上記以外のもの)

※販売電力収入、冷蔵保管料収入、修理料収入は平成 18 年以前からも調査していた。また、転売収入については、平成 18 年以前の製造品出荷額等に含めていた事業所もある

- 6 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- 7 有形固定資産の額は、平成 24 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。
- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- ア 土地
- イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)
- ウ 機械及び装置(附属設備を含む。)
- エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- 8 リース契約による契約額及び支払額
- ① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約できないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。
- ② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 24 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。
- ③ リース支払額とは、平成 24 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成 24 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。
- 9 工業用地
- ① 敷地面積とは、平成 24 年 12 月 31 日現在において、事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積をいう。
- ② 建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。なお、平成 24 年 12 月 31 日現在、建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含まれる。
- ③ 延べ建築面積とは、事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計をいう。



## 10 工業用水

### ① 水源別用水量

- ア 公共水道 都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。
- a 工業用水道 飲料に適さない工業用水を供給する水道(工業用水道)から取水した水をいう。
- b 上水道 一般の水道のことで、飲料に適する水を供給する水道(上水道)から取水した水をいう。
- イ 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。
- ウ その他の淡水 「ア 公共水道」「イ 井戸水」「エ 回収水」以外の淡水をいう。  
例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水(地表水)、河川敷及び旧河川敷内において、集水埋きよによって取水した水(伏流水)、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。
- エ 回収水 事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用した水をいうが、回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など)を通すかどうかは問わない。
- オ 海水 海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水。

### ② 用途別用水量

- ア ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいう。
- イ 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいう。
- ウ 製品処理用水・洗じょう用水 原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料、製品などの洗じょう用に使用した水をいう。
- エ 冷却用水・温調用水 冷却用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、温調用水は、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいう。
- オ その他 「ア ボイラ用水」～「エ 冷却用水・温調用水」以外の水で、従業員の飲料水、雑用水などをいう。

## 11 集計の算式

- ア 生産額 = 製造品出荷額(製造工程から出たくず及び廃物を除く。) + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)  
※ただし、従業員29人以下の事業所は、製造品出荷額(製造工程から出たくず及び廃物を除く。) + 加工賃収入額を生産額とみなして計算している。
- イ 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額(※1) + 推計消費税額(※2)) - 原材料使用額等 - 減価償却額  
※ただし、従業員29人以下の事業所は、粗付加価値額を付加価値額とみなして計算している。  
(※1) 消費税を除く内国消費税額 = 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(旧地方道路税を含む)の納付税額又は納付すべき税額の合計。  
(※2) 推計消費税額は、平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、その算出に当たっては直接輸出分、原材料、設備投資(土地を除く有形固定資産取得額)を控除している。
- ウ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 原材料使用額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- エ 投資総額 = 土地の取得額 + 有形固定資産(土地を除く)の取得額 + 建設仮勘定の年間増減
- オ 1事業所当たりの製造品出荷額等 = 
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$$
- カ 1事業所当たりの付加価値額 = 
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$$
- キ 従業者1人当たりの製造品出荷額等 = 
$$\frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})}{\text{年末従業者数} \left[ \begin{array}{l} \text{従業者30人以上の事業所は、個人事業主及び家族従業員} \\ \text{+ (常用労働者毎月末現在数の合計} \div 12) \end{array} \right]}$$

$$\text{ク 雇 用 者 1 人 当 た り の 現 金 給 与 額} = \frac{\text{常用労働者のうち 雇 用 者 の 現 金 給 与 額 (従業者 29 人以下の事業所は、現金給与総額)}}{\text{年 末 雇 用 者 数 (従業者 29 人以下の事業所は、年末常用労働者数)}}$$

$$\text{ケ 従 業 者 1 人 当 た り の 付 加 価 値 額} = \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{年 末 従 業 者 数 \left( \begin{array}{l} \text{従業者 30 人以上の事業所は、個人事業主及び家族従} \\ \text{業者 + (常用労働者毎月末現在数の合計} \div 12) \end{array} \right)}}$$

$$\text{コ 原 材 料 率} = \frac{\text{原 材 料 使 用 額 等}}{\text{製 造 品 出 荷 額 等 + (製 造 品 年 末 在 庫 額 - 製 造 品 年 初 在 庫 額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}} \times 100$$

$$\text{サ 減 価 償 却 率} = \frac{\text{減 価 償 却 額}}{\text{製 造 品 出 荷 額 等 + (製 造 品 年 末 在 庫 額 - 製 造 品 年 初 在 庫 額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}} \times 100$$

$$\text{シ 付 加 価 値 率} = \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{製 造 品 出 荷 額 等 + (製 造 品 年 末 在 庫 額 - 製 造 品 年 初 在 庫 額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}} \times 100$$

$$\text{ス 現 金 給 与 率} = \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{製 造 品 出 荷 額 等 + (製 造 品 年 末 在 庫 額 - 製 造 品 年 初 在 庫 額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}} \times 100$$

$$\text{セ 労 働 分 配 率} = \frac{\text{現 金 給 与 総 額}}{\text{付 加 価 値 額}} \times 100$$

$$\text{ソ 労 働 生 産 性} = \frac{\text{製 造 品 出 荷 額 等 + (製 造 品 年 末 在 庫 額 - 製 造 品 年 初 在 庫 額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}}{\text{常用労働者数}}$$

$$\text{タ 付 加 価 値 生 産 性} = \frac{\text{付 加 価 値 額}}{\text{常用労働者数}}$$

### III 利用上の注意

1 産業分類の改訂(第12回改訂)については下記のとおりである。

① 改訂の概要と本書での取扱い

工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に依っており、日本標準産業分類の第12回改訂(平成19年総務省告示第618号)に伴い、平成20年調査より工業統計調査用産業分類も改訂された。「日本標準産業分類第12回」の改訂は、平成14年3月以降の情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多様化に伴う産業構造変化に適合させるため、大分類の新設他、各大分類に属する中・小・細分類項目の新設、廃止等全面的な改訂が行われた。このため、工業統計調査用産業分類についても、日本標準産業分類の改訂に伴う新設、廃止(統合)をはじめ、事業所数や市場規模等を考慮した一定の品目の拡充、統合が図られた。

本書では、産業中分類別の各表(旧分類によるものは除く)において、平成15年から平成19年までの実数については、改訂後の分類で再集計し、表中に参考値として( )書きで記載している。

②新旧対応表統計表中の産業中分類名

旧分類(平成19年まで)		新分類(平成20年以降)			
産業中分類番号	産業名称		産業中分類番号	産業名称	略称表示
09	食料品製造業		09	食料品製造業	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業		10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料
11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	統合	11	繊維工業	繊維
12	衣服・その他の繊維製品製造業		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
13	木材・木製品製造業(家具を除く)		13	家具・装備品製造業	家具
14	家具・装備品製造業	一部移設	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ
15	パルプ・紙・紙加工品製造業		15	印刷・同関連品	印刷
16	印刷・同関連品		16	化学工業	化学
17	化学工業	一部移設	17	石油製品・石炭製品製造業	石油
18	石油製品・石炭製品製造業		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		19	ゴム製品製造業	ゴム
20	ゴム製品製造業		20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
21	なめし革・同製品・毛皮製造業		21	窯業・土石製品製造業	窯業
22	窯業・土石製品製造業		22	鉄鋼業	鉄鋼
23	鉄鋼業		23	非鉄金属製造業	非鉄
24	非鉄金属製造業		24	金属製品製造業	金属
25	金属製品製造業		25	はん用機械器具製造業	は用
26	一般機械器具製造業	分割	26	生産用機械器具製造業	生産
27	電気機械器具製造業	一部移設	27	業務用機械器具製造業	業務
28	情報通信機械器具製造業		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
29	電子部品・デバイス製造業		29	電気機械器具製造業	電気
30	輸送用機械器具製造業	一部移設	30	情報通信機械器具製造業	情報
31	精密機械器具製造業	分割	31	輸送用機械器具製造業	輸送
32	その他の製造業	一部移設	32	その他の製造業	その他

③「中分類18プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製版	1521	漆器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	壺	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき・ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識記	3292
義歯	2744	パレット	3293
装備品・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用品	325		

2 回収率は、次のとおりである。

調査対象事業所数①	調査票回収数②	回収率②/①
3, 833	3, 661	95. 5%

※調査対象事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事務所数及び操業開始後未出荷の事業所数等を含まない。

- 3 事業所の規模区分は平成24年12月31日現在の従業者数によった。
- 4 全国の数値については、経済産業省(通商産業省)の公表値を掲載している。
- 5 この結果表は本県で独自に集計したもので、経済産業省が発表する工業統計の数値と相違することがある。
- 6 この結果表では、金額及び金額を用いて計算される値はすべて万円単位で計算を行い、表記するにあたって単位未満の値を四捨五入している。従って、表中の数値を計算することによって得られる実数、比率及び計の値が表中の実数、比率及び合計数値と一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。
- 7 産業別集計のための産業の決定方法は、次のとおりである。

① 一般的な方法

製造品が単品の事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。また、製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付けとする。

② 特殊な方法

鉄鋼業の一部については、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定している。

- 8 品目別集計表(第17表)は産業の格付けとは関係なく、事業所が実際に生産した製造品の出荷額等が集計されているため、従業者4人以上の事業所に関する産業分類別の統計表とは一致しない。また、産業分類別の事業所数については、内訳の品目別事業所数を合計した値であり、一つの事業所が同じ産業に分類される複数の品目を製造、ないし加工している場合には、重複して計上されている。
- 9 本書で、平成23年における数値は「平成24年経済センサス-活動調査」の調査結果のうち、工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

※平成23年における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」の調査時点が2月1日現在であることなど、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。

10 地域区分

○ 水島工業地帯 倉敷市の次の地区

水島海岸通1～5丁目、水島川崎通1丁目、水島中通1～4丁目、水島福崎町、水島西通1～2丁目、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島相生町、水島東常盤町、水島西常盤町、水島東栄町、水島西栄町、水島東弥生町、水島西弥生町、水島東寿町、水島西寿町、水島東川町、水島南緑町、水島北緑町、水島南瑞穂町、水島北瑞穂町、水島南春日町、水島北春日町、水島南幸町、水島北幸町、水島青葉町、水島高砂町、神田1～4丁目、水島明神町、水島南亀島町、水島北亀島町、福田町浦田、福田町福田、福田町古新田、北畝1～7丁目、中畝1～10丁目、福田町東塚、東塚1～7丁目、南畝1～7丁目、松江1～4丁目、潮通1～3丁目、福田町広江、広江1～8丁目、呼松町、呼松1～3丁目、連島町連島、連島町亀島新田、連島町西之浦、連島町鶴新田、連島町矢柄、鶴の浦1～3丁目、連島1～5丁目、連島中央1～5丁目、亀島1～2丁目、児島通生、児島塩生、児島宇野津、玉島乙島

水島工業地帯の区域



○ 県民局別管轄市町村

県民局	管 轄 市 町 村(市町村番号順)
備 前	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備 中	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美 作	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

11 表中に使用した符号は次のとおりである。

『 - 』は、該当がないもの

『 0 』は、端数四捨五入のため表示単位未満のもの

『 ▲ 』は、減少を示すもの

『 X 』は、1又は2の事業所に関する数字であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は、Xで表した。

12 本文中の産業分類の標記については、製造業の名称を略している。

《例》 食料品製造業 → 食料品  
生産用機械器具製造業 → 生産用機械器具

【問い合わせ先】 岡山県総合政策局統計調査課経済統計班  
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号  
電話 (086)226-7261 (直通)

※この結果表の内容については、「岡山県総合政策局統計調査課」のホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/15/>